

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第六十六条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>自然公園施設（第四十条第二項に規定する自然ふれあい公園及び同条第四項に規定する利用施設に限り、第四十四条第一項又は第五項の規定により設置又は管理の許可をした自然公園施設又は附帯施設を除く。以下この条から第六十六条の三まで及び第六十六条の五において同じ。）の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</u></p> <p>一 自然公園施設の維持及び修繕に関する業務</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第六十六条の二から第七十三条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第六十五条まで（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第六十六条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>別表第五に掲げる自然公園施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</u></p> <p>一 自然公園施設（第四十四条第一項又は第五項の規定により設置又は管理の許可をした自然公園施設又は附帯施設を除く。以下この条から第六十六条の三まで及び第六十六条の五において同じ。）の維持及び修繕に関する業務</p> <p>二及び三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六十六条の二から第七十三条まで（略）</p>

別表第四（第五十四条関係）

- 一 有料施設の利用料金
- (一) (現行のとおり)
- (二) 宿泊施設

名称		東京都立 大島公園 海のふる さと村		セントラ ルロッジ		種別		単位		利用料金	
キャン プ場		デッキテ ン ト サ イ ト		フリーテ ン ト サ イ ト		一般		一人二泊		二千円	
中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		小学生(小学校(特別支 援学校の小学部及びこ れに準ずるものを含 む。)の児童をいう。以 下同じ。)及び中学生(中 学校(特別支援学校の中 学部、中等教育学校の前 期課程及びこれらに準 ずるものを含む。)の生 徒をいう。以下同じ。)		八 百 円		千六 百 円	
中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		一般		一人二泊		二百円	
小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		一般		一人二泊		百円	

別表第四（第五十四条関係）

- 一 有料施設の利用料金
- (一) (略)
- (二) 宿泊施設

名称		東京都立 大島公園 海のふる さと村		セントラ ルロッジ		種別		単位		利用料金	
キャン プ場		デッキテ ン ト サ イ ト		フリーテ ン ト サ イ ト		一般		一人二泊		二千円	
中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		小学生(小学校(特別支 援学校の小学部及びこ れらに準ずるものを含 む。)の児童をいう。以 下同じ。)及び中学生(中 学校(特別支援学校の中 学部、中等教育学校の前 期課程及びこれらに準 ずるものを含む。)の生 徒をいう。以下同じ。)		八 百 円		千六 百 円	
小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		一般		一人二泊		二百円	
小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		小学生及び 中学生		一般		一人二泊		百円	

東京都立 奥多摩湖 畔公園山 のふるさ と村				東京都立 多幸湾公 園			
ケビン		キャンプ 場		キャンプ 場		キャンプ 場	
八人用	四人用	フリーテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト	デッキテ ン トサイト	デッキテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト
一般	一般	小学生及 び 中学生	小学生及 び 中学生	一般	一般	小学生及 び 中学生	小学生及 び 中学生
一室一泊	一室一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊
二万円	一万円	二百円	二百円	百円	百円	千円	千円

二 有料用具の利用料金（現行のとおり）

東京都立 奥多摩湖 畔公園山 のふるさ と村				東京都立 多幸湾公 園			
ケビン		キャンプ 場		キャンプ 場		キャンプ 場	
八人用	四人用	フリーテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト	デッキテ ン トサイト	デッキテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト	フリーテ ン トサイト
一般	一般	小学生及 び 中学生	小学生及 び 中学生	一般	一般	小学生及 び 中学生	小学生及 び 中学生
一室一泊	一室一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊
二万円	一万円	二百円	二百円	百円	百円	千円	千円

二 有料用具の利用料金（略）

別表第五（第六十六条関係）

東京都立奥多摩湖畔公園  
東京都立大島公園  
東京都立多幸湾公園